

保存版

# 横浜市立高舟台小学校 PTA規程集



**横浜市立高舟台小学校PTA**

## 横浜市立高舟台小学校 P T A 規程・要綱等 一覽

項番	規程等名称	制定	最近改正	開始 <sup>°</sup> - <sub>シ</sub>
1	横浜市立高舟台小学校 P T A 規約	S 56.4. 1	R 3. 5. 18	1-1
2	横浜市立高舟台小学校 P T A 細則	S 56.4. 1	R 3. 1. 7	2-1
3	横浜市立高舟台小学校 P T A 慶弔規程	S 57.2.12	H 21. 5. 1	3-1

(名称)

第 1 条 本会は横浜市立高舟台小学校 P T A と称する。

(目的)

第 2 条 本会は保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は前条の目的を遂げるため、次の活動をする。

- (1) よい保護者、よい教職員となるために努める。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を指導する。
- (3) 児童の生活環境をよくする。
- (4) 公教育を充実する。

(方針)

第 4 条 本会は教育の本旨とする民主団体として、次の方針に従って行動する。

- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会、又は役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の人事、その他、管理には干渉しない。

(会員)

第 5 条 本会の会員となることができるのは、次の通りである。

- (1) 本校児童の保護者
- (2) 本校校長及び教職員（以下、「教職員」という。）

(財源)

第 6 条 本会の経費は、会費・及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第 7 条 会費は一世帯 4 0 0 円とする。

(支出の原則)

第 8 条 本会の収入及び財産は、第 2 条の目的達成以外支出してはならない。

(会計年度)

第 9 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(会の機関)

第 10 条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会

- (2) 運営委員会
  - (3) 役員会
  - (4) 常置委員会
  - (5) 各種委員会
- (総会)

第11条 定期総会は全会員をもって構成されこの会の最高議決機関である。

- 2 総会においては、年度会計・予算決算等重要事項を審議する。
- 3 総会は、必要に応じて文書・web(マチコミー斉メール)により開催(書面/web総会)することができる。
- 4 総会の定足数は、委任状を含め5分の1とする。
- 5 総会の議決は、出席会員・回答会員(書面/web総会の場合)の過半数の賛成を必要とする。
- 6 運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の要求があった場合、臨時総会を開くことができる。

(運営委員会)

第12条 各種の事業計画を審議検討し、必要な事項を処理するために、運営委員会を開催する。

- 2 運営委員会は、役員・各常置委員会の正副委員長・校長又はその代理者によって構成される。
- 3 運営委員会は、必要に応じて開かれる。

(役員会)

第13条 役員会は、本会の役員によって構成される。

- 2 本会の日常業務の執行、総会及び運営委員会に対する議案の作成を行う。

(常置委員会)

第14条 この会の活動に必要な事項について、調査研究立案及び実施にあたる常置委員会を設置する。

- 2 常置委員会の厚生、運営等必要な事項は細則で定める。
- 3 事業計画については、運営委員会に諮らなければならない。

(各種委員会)

第15条 本会の事業実施上、運営委員会が必要と認めたときに各種委員会を設けることができる。ただし、事業計画については運営委員会にはからなければならない。

(役員)

第16条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名(保護者)
- (2) 副会長 1～3名(保護者)
- (3) 会計 2～3名(保護者1～2・教職員1)
- (4) 書記 3～4名(保護者2～3・教職員1)

(役員の仕事)

第17条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の金銭の収入・支出を正確に記録し、総会において監査を経た決算を報告する。
- (4) 書記は、各種集会の議事を正確に記録し会合の通知を発送する。また、会の指示に従って本会の庶務を行う。

(役員任期)

第18条 役員任期は4月1日より翌年の3月31日までの1年とし再選を妨げない。

2 欠員が生じたときの補充については、運営委員会において協議決定する。

3 補充者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員候補者の選出)

第19条 役員候補者の選出は、推薦委員会によって行われる。推薦委員会に関する事項は、細則によってこれを定める。

(会計監査)

第20条 本会の経理を監査するため3名の会計監査を置き、年度の会計を監査して次年度当初の総会において報告する。

2 会計監査の選出は推薦委員会によって行われるものとする。

3 任期は年度当初の総会より、翌年の同総会までの1年とし再選を妨げない。ただし、役員および他の委員との兼任はできない。

(細則)

第21条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て別に定めることができる。

(改正)

第22条 この規約は、総会において3分の2以上の賛成により改正することができる。

附 則

(施行期日)

この規約は、昭和56年4月1日から実施する。

附 則

昭和57年3月11日から一部改正し実施する。

附 則

昭和63年3月17日から一部改正し実施する。

附 則

平成2年4月1日から一部改正し実施する。

附 則

平成6年5月18日から一部改正し実施する。

附 則

平成9年4月25日から一部改正し実施する。

附 則

平成10年4月30日から一部改正し実施する。

附 則

平成14年10月18日から一部改正し実施する。

附 則

平成18年5月8日から一部改正し実施する。

附 則

平成20年5月1日から一部改正し実施する。

附 則

平成21年5月1日から一部改正し実施する。

附 則

平成23年5月2日から一部改正し実施する。

附 則

令和3年5月18日から一部改正し実施する。

◎横浜市立高舟台小学校 P T A 規約細則

制 定 昭和 5 6 年 4 月 1 日

最近改正 令和 3 年 1 月 7 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、横浜市立高舟台小学校 P T A 規約 (以下「規約」という。)に基づき、常置委員会及び推薦委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(常置委員会)

第 2 条 横浜市立高舟台小学校 P T A (以下「P T A」という。)の活動を充実させ、且つ円滑に実施するために、常置委員会を置く。

(P T A 委員)

第 3 条 常置委員会の委員は、会員の中から互選により選出される P T A 委員によって構成する。

2 P T A 委員は、高舟台小学校区の各地区から選出された地区代表 P T A 委員 (以下「地区代表」という。)からなる。

3 地区代表の選出母体及び人数、別表第 1 のとおりとする。

4 地区代表の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

(常置委員会の構成)

第 4 条 常置委員会の各委員会、構成及び任務は、別表第 2 のとおりとする。

2 全ての地区代表は、各常置委員会のいずれかに属し、その任務を遂行しなければならない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 各常置委員会には、各々委員長を置くものとする。

2 各常置委員会には、各々副委員長を置くことができる。

3 各常置委員会の委員長及び副委員長は、各委員会の委員の互選により選出する。

4 各常置委員会の委員長及び副委員長の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

5 各常置委員会の副委員長は各委員会の会計を兼務することとする。

(推薦委員会)

第 6 条 規約第 19 条及び第 20 条の 2 に基づき、推薦委員会を設置する。

(推薦委員の公表)

第 7 条 推薦委員の氏名は全ての P T A 会員に公表 (公示) する。

(推薦委員会の定足数等)

第 8 条 推薦委員会は、定数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数により賛否を決定する。

(役員・会計監査人の候補者の選出及び決定に関する手続き)

第 9 条 推薦委員会は、役員候補者と会計監査人を選考する

2 推薦委員会は、選考した役員・会計監査人候補者を全ての P T A 会員に推薦することについて、役員会へ内示および承認を得た上で運営委員会にて公示をする。役員会または運営委員会で承認を得られない場合は、再度、役員候補者の選考を行わなければならない。

3 推薦委員会は、役員候補者に対し、全ての P T A 会員に公表する旨の同意を得なければならない。

4 推薦委員会は、運営委員会で承認された役員・会計監査人候補者を全ての P T A 会員に対し紙面にて、公示 (通告) しなければならない。

5 役員・会計監査人候補者は、10 名以上の同意署名書を添えて、推薦委員会に追加推薦するこ

ともできる。ただし、定められた期日までに推薦委員会に申し出ないといけない。

- 6 役員・会計監査人候補者は、推薦委員会の推薦候補者のみの場合は紙面により承認される。追加推薦候補者がある場合は3月の臨時総会において、会員の承認により選出される。

(改正)

第10条 この細則は、運営委員会において委員の過半数の賛成があれば、改正することができる。

附 則

(施行期日)

この細則は、昭和56年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

昭和63年4月1日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

昭和63年10月7日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成2年4月1日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成4年12月16日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成6年5月18日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成10年4月20日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成10年12月8日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成14年2月14日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成16年4月2日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成16年7月23日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)



平成16年11月4日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成17年3月14日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成18年2月20日から全面改訂し実施する。

附 則

(施行期日)

平成19年3月5日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成20年2月21日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成21年4月1日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成22年4月1日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成22年5月1日から一部改正し実施する。

(施行期日)

平成23年5月2日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成25年5月2日から一部改正し実施する。

(施行期日)

平成27年5月1日から一部改正し実施する。

(施行期日)

平成29年5月8日から一部改正し実施する。

(施行期日)

平成30年5月2日から一部改正し実施する。

(施行期日)

令和3年1月7日から一部改正し実施する。

別表第 1

	選出母体		人数
地区代表	高舟台東地区	1 班・2 班・3 班	各班 1 ～ 2 名
	高舟台中地区	1 班・2 班・3 班	
	高舟台西地区	1 班・2 班・3 班	
	ウッドパーク地区	1 班	
	六浦地区	1 班・2 班・3 班	
	大川西地区	1 A 班・1 B 班 4 A 班・4 B 班	
	大川東地区	2 班・5 班 6 A 班・6 B 班・6 C 班	

別表第 2

名 称	構 成	任 務
地域活動委員会	地区代表	児童の校外生活に関すること。 地域の自治会や他校の P T A との連携事業に関する こと。
安全対策委員会	地区代表	児童の安全対策に関すること。
推薦委員会	地区代表	次期役員、並びに会計監査の選出

◎横浜市高舟台小学校PTA慶弔規程

制 定 昭和 57 年 2 月 12 日  
最近改正 平成 21 年 5 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、横浜市立高舟台小学校 P T A 会員 (以下「会員」という。) の相互の親睦を図るために、会員及び家族の慶弔に対して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 この規程の対象は次の各号に該当する者とする。

- (1) 本校に在籍する児童
- (2) 前号の父母または保護者及び教職員
- (3) 役員、会計監査及び運営委員並びに本校の教職員の実父母、同居する義父母及び配偶者並びに実子

(会員及び児童に対する慶弔見舞金等)

第 3 条 会員及び児童で次の各号に該当する場合、金品を贈りその意を表わす。

- (1) 会員及び児童の死亡 1 0 0 0 0 円と花輪
- (2) 火災その他不慮の災害 1 0 0 0 0 円

(役員、会計監査及び運営会員に対する慶弔見舞金等)

第 4 条 役員、会計監査及び運営委員で次の各号に該当する場合、金品を贈りその意を表す。

- (1) 役員及び運営委員の死亡 1 0 0 0 0 円と花輪
- (2) 役員及び運営委員の実父母、同居する義父母及び配偶者並びに実子の死亡 1 0 0 0 0 円
- (3) 火災その他不慮の災害 1 0 0 0 0 円

(教職員に対する慶弔見舞金等)

第 5 条 本校の教職員で次の各号に該当する場合、金品を贈りその意を表す。

- (1) 教職員の死亡 1 0 0 0 0 円と花輪
- (2) 教職員の実父母、同居する義父母及び配偶者並びに実子の死亡 1 0 0 0 0 円
- (3) 火災その他不慮の災害 1 0 0 0 0 円
- (4) 教職員の転出、退職 花束 (3 0 0 0 円相当)

(特別事項の措置)

第 6 条 前各条項に定められた事項も含め特別の場合は、役員会で協議のうえ運営委員会の承認を得る

(支出財源)

第 7 条 本規程の経費は P T A 会費より支出する。

(改正)

第 8 条 本規程の改正は運営委員会において出席者の過半数の同意を必要とする。

附 則

(施行期日)

本規程は昭和 57 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成元年 4 月 28 日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成 2 年 2 月 16 日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成 10 年 4 月 20 日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成 14 年 2 月 14 日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成 18 年 2 月 20 日から一部改正し実施する。

附 則

(施行期日)

平成 21 年 5 月 1 日から一部改正し実施する。